



高齢運転者対策の推進

1 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

○臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

○臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

[一定の違反行為の例]

- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

2 臨時適性検査制度の見直し

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。



3 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

準中型免許の新設

18歳から取得可能

○免許の区分、受験資格等の概要について

車両総重量	5t	11t
最大積載量	3t	6.5t

改正前	普通免許 18歳以上	中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年
-----	---------------	----------------------------	----------------------------

改正後	普通免許 18歳以上	準中型免許 18歳以上	中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年
-----	---------------	----------------	----------------------------	----------------------------

車両総重量	3.5t	7.5t	11t
最大積載量	2t	4.5t	6.5t

○すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

【注意】 いま普通免許を取得しようとされている方は...

平成29年3月10日(金)までに普通免許を取得しておいてください。改正後に取得すると運転できる自動車の車両総重量の上限が小さくなり、従来5トン未満が3.5トン未満になります。指定自動車教習所の普通免許の卒業証明書をお持ちの方は、平成29年3月10日(金)※までに運転免許センターでの学科試験・適性試験に合格するように努めてください。

詳しくは運転免許センターにお問い合わせください。

※施行日である平成29年3月12日(日)は閉庁日のため、学科試験等は行っていません。